

様式第7号(第4条関係)

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

三股町長 様

報告者 \_\_\_\_\_

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

|  |
|--|
|  |
|--|

2 伐採の実施状況

|      |       |     |  |    |
|------|-------|-----|--|----|
| 伐採面積 |       |     |  | ha |
| 伐採方法 | 皆伐・択伐 | 伐採率 |  | %  |
| 伐採樹種 |       |     |  |    |
| 伐採期間 | ～     |     |  |    |

3 伐採後の造林の実施状況

|      | 造林方法 | 造林期間 | 造林樹種 | 樹種別の造林面積 | 樹種別の造林本数 |
|------|------|------|------|----------|----------|
| 人工造林 |      |      |      | ha       | 本        |
| 天然更新 |      |      |      | ha       | 本        |

4 備考

|  |
|--|
|  |
|--|

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名は、原則、自署とする。
- 3 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 4 面積は、小数第3位を四捨五入し、少数第2位まで記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 7 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合には萌芽更新又は天然下種更新の別を記載をすること。
- 8 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 9 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

(裏面)

「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」について

1 制度の概要

森林法改正(平成28年5月)に基づき、平成29年4月1日以降に伐採及び伐採後の造林の届出を行った森林において、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告が義務付けられました。

2 報告書の提出時期

(1) 伐採後に「人工造林」を行う場合

⇒伐採後の造林が完了した日から30日以内に提出

(2) 伐採後に「天然更新」を行う場合

⇒下記①～②により更新された日から30日以内に提出

①伐採終了日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新。

②上記期間内に天然更新が図られていない場合は、その時点から2年以内に天然更新補助作業や植栽による更新を実施。

※天然更新が適切に行われるように地表処理や刈出しを実施してください。

※更新本数は、ha当たり3,000本となります。(宮崎県天然更新完了基準)

(3) 伐採後に森林外の用途に転用する場合

⇒伐採が終了した日から30日以内に提出

※転用の場合は、備考欄に「〇〇に転用予定(転用予定時期 〇年〇月)」と記載。

※伐採終了日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に森林外用途に供されない場合は、その時点から2年以内に森林復旧のための造林が必要です。

3 関連法令

○森林法 第10条の8第2項

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第10条の8(略)

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

○森林法施行規則 第14条の2

(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告)

第14条の2 法第10条の8第2項の規定による報告は、伐採後の造林の終わった日(当該伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつては、当該伐採の終わった日。以下この条において同じ。)から30日以内に当該伐採後の造林の終わった日における森林の状況を記載した報告書(一通)を提出してしなければならない。